

西都児湯全市町村から事業者のみなさまへごみ排出のお願い

事業系一般廃棄物

紙類	分別して資源回収業者へ リサイクル	段ボール 雑誌 新聞 など	○紙類や古布は資源として、できるだけリサイクルしてください。 ※資源化できる紙は、クリーンセンターには搬入できません。
古布	衣類・布 など リサイクル	剪定枝 木製品 剪定枝 木製品 など	○製造業など特定の事業に伴う場合は、産業廃棄物になります。
生ごみ	調理残渣・残飯 食べ残し・売れ残り など		西都児湯クリーンセンターへ搬入可能なごみ
リサイクルできない紙ごみ	感熱紙 写真 汚れた紙 など		事業所のある市町村が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ委託

リサイクルできない紙ごみの例

産業廃棄物

- ラミネート加工紙
- マスク(化学繊維)
- ガムテープ(素材が紙製以外)
- ビニール製窓付封筒(窓部分を除去すれば資源物)
- 合成紙(ツルツルしている光沢のある紙)
- 紙に粘着テープ等が付着しているもの
- サンドペーパー
- など

事業系一般廃棄物

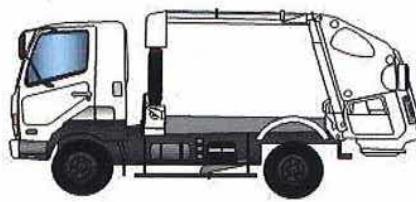
- 絵の具の付いた紙
- 付箋紙
- 汚れた紙
- 感熱紙(レシート等)
- 臭いの付いた紙
- 濡れた紙(極力濡らさないようにして資源へ)
- 圧着はがき
- マスク(全体が天然繊維)
- ガムテープ(紙製)
- カーボン紙(宅配便の伝票等)
- など

産業廃棄物

プラスチック類	弁当の容器 ビニール袋 プラスチック製品 ラップ類・トレー 梱包バンド(PPバンド)など ※汚れが付着していても、一般廃棄物ではありません。産業廃棄物として処理してください。	○宮崎県が許可した産業廃棄物収集運搬業者へ委託などをし、できるだけリサイクルしてください。
びん・缶・ペットボトル	びん 缶 ペットボトル	産業廃棄物は西都児湯クリーンセンターに搬入できません。
金属類	刃物・はさみ アルミホイル スプレー缶・ガス缶 など	
ガラス・陶磁器類	コップ 植木鉢 茶碗 蛍光灯 など	※産業廃棄物が一般廃棄物に混入しないよう、適正に分別してください。
廃油	食用油 エンジンオイル など	
電池	電池 充電式電池 など	
その他	ロッカー 机・椅子 エアコン パソコン など	産業廃棄物収集運搬業者へ委託

令和3年4月からの分別ルール

西都児湯クリーンセンターでの受入可能な事業系一般廃棄物は、**生ごみ**(食料品製造業は除く)及び、**リサイクルできない紙ごみ、剪定枝・木製品**(建設業、木材製造業、木製品製造業等に係るものを除く)のみとなります。



事業系ごみ処理のポイント



*お店や事務所から出るごみは、どんなに少量であっても、ごみ集積所に出すことはできません。

店舗兼住宅の個人商店などでも、家庭ごみとお店や事務所などのごみをきちんと分けて、出さなければなりません。

お客様や従業員が出したごみも、事業系ごみの分別ルールに従ってください。

古紙類等の資源物については、**再資源化**に努め、事業系ごみの適正な処分を心がけましょう。



◆家庭ごみ

ごみ集積所へ



◆事業所などのごみ

許可業者に収集委託



ごみの分類

廃棄物(ごみ)

廃棄物は、家庭から排出される「家庭ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ」に分けられます。

事業系廃棄物（事業系ごみ）

事業活動に伴って排出されるごみです。
事業者の責任で処理してください。

家庭系廃棄物（家庭ごみ）

一般家庭から排出されるごみです。

産業廃棄物

法令で定められた20種類の廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、素材がプラスチック・金属・ゴム・ガラスであるものはすべて産業廃棄物に該当します。

事業所における産業廃棄物の例

- ・プラスチック類(プラスチック箱、ビニール等)
- ・商品を梱包していたビニール袋や梱包用PPベルト
- ・蛍光灯・電球・ガラス製品・陶器製品
- ・看板や標識等(プラスチック・金属・ガラス・陶器製)
- ・スチール製の机・椅子・棚等

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となります。

事業系一般廃棄物の例

- ・事業所、商店等から出る紙屑・茶殻等の雑ごみ
 - ・飲食店から出る残飯・厨芥類等
 - ・おろし小売業から出る野菜くず・魚介類等
 - ・板きれ、竹、草木等
 - ・事業所、商店等で使用していた木製の机・椅子・棚等
- ②業種によっては産業廃棄物となるものがあります。

リサイクルできるもの

～ごみは減量できます～
再生利用が可能なものは、分別してできるだけ資源としてリサイクルしましょう。